

(外交防衛委員会)

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(閣条第九号) (衆議院送付) 要旨

この議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(以下「条約」という。)の対象をまぐろ類からI C C A T種(まぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類)に拡大し、紛争解決に関する規定及び漁業主体に関する規定を追加すること等により、条約の円滑な運用を促進するため、二〇一九年(令和元年)十一月に、パルマデマヨルカ(スペイン)で開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会(以下「委員会」という。)の第二十六回年次会合において採択されたものである。この議定書は、前文、本文十箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、委員会及びその構成員は、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を適用すること、科学的な証拠を利用すること、生物の多様性を保全すること等のために行動することに関する規定を加える。

二、委員会は、I C C A T種の資源及びその他の種で条約区域のI C C A T種の漁業中に漁獲されるものの研究について責任を有すること、I C C A T種と同一の生態系に属する種又はI C C A T種に依存し、若

しくは関連する種についても研究することが可能となるように改める。

三、条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争が平和的手段によつて解決されない場合には、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、拘束力を有する仲裁に付されること等に関する規定を加える。

四、仲裁裁判所の構成及び決定の方法等について規定している附属書Ⅰを条約に加える。また、二〇一三年七月十日までに協力的な地位を獲得した漁業主体であつて、決議第十三号（二〇一九年）に反映されてい  
るもののみが、条約に定める条件に従う旨及び条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束  
を表明することができること、当該漁業主体は、委員会の関連する業務に参加することができるものと  
し、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第十  
一条から第十三条までに定めるものを有すること等について規定している附属書Ⅱを条約に加える。

五、この議定書は、条約の締約国の四分の三が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局  
長に寄託した後九十日目の日にこの議定書を締結した条約の締約国について効力を生ずる。